

佐久市保健福祉審議会 次第

日時 平成28年8月8日(月)

午後1時30分～

会場 佐久市役所 8階 大会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 市長あいさつ

4 会長選出

5 諮 問

(1)「佐久市公立保育所の今後のあり方」について

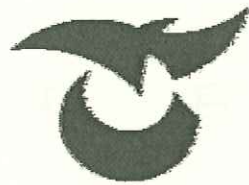
6 審議事項

(1)「佐久市公立保育所の今後のあり方」について【資料1-1、1-2】

(2)「佐久市立地適正化計画」について【資料2】

7 その他

8 閉 会



佐 久 市

公立保育所の今後のあり方について



平成20年11月

長野県 佐久市

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 佐久市の保育に関する現状と課題	2
学齢前児童の動向	2
保育の状況	2
給食の状況	3
職員の状況	4
施設の状況	5
特別保育等の状況	6
運営費の状況	7
4. 公立保育所の今後のあり方について ...	9

佐久市公立保育所の今後のあり方について

1. 策定の趣旨

わが国の1年間に生まれてくる子どもの数は1970年代前半には、およそ200万人でしたが、最近では110万人程度に減少しています。合計特殊出生率は、減少が始まる前の昭和46（1971）年の2.16から平成18（2006）年には約4割減の1.32になっています。この数値は長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.08よりもかなり低く、人口減少、高齢化につながるものとされています。

長野県では、平成18年の合計特殊出生率は1.44で国よりも0.12高く、佐久市においては、さらに、1.59と0.27高い数値となっています。

このように、佐久市は全国水準等からみると少子化の傾向は緩やかではあるものの、全国規模での少子・高齢化の急速な進行は、地域の経済・社会全体に大きな影響を与える問題であり、この背景には、子どもを生み育てることへの様々な不安やこれに伴う社会制度の不足などが考えられます。

佐久市では、こうした問題に対応するため、「子育て支援都市」を宣言し、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を、市の重要施策の一つとして位置付け、「子育て支援」や「働きながら子育てをしている皆さんの生活支援」、さらに「子どもたちの健全育成」のため様々なメニューで事業を展開しています。

こうしたなかで、子育て支援施策の中心的役割を担う保育所事業について、「第一次佐久市総合計画」や「次世代育成支援対策佐久市行動計画」を基に、さらに保育事業を推進するため、保育施策全般の基本的な考え方や推進すべき事業など、今後の公立保育所のあり方を示すため本計画を策定するものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は、佐久市の最上位計画である第一次総合計画の期間が平成28年度であることから、計画の整合性を考慮し平成20年度から平成28年度までの9年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や保育に係る国の施策の状況を踏まえ、必要のある場合は見直しを行うこととします。

3. 佐久市の保育に関する現状と課題

○学齢前児童の動向

現在（20年4月1日現在）の佐久市における0歳～5歳の学齢前児童の数は5,324人であり、年齢構成別には0歳～2歳が2,580人、3歳～5歳が2,744人となっています。

このうち、保育所への入所は公・私立を合わせて2,357人で、全体の44.3%を占めていて、幼稚園への入園804人を合わせると3,161人で59.4%となります。

また、3歳～5歳の年齢層では、保育所・幼稚園に入っている児童は2,732人で、99.6%となり、義務教育ではないものの、この年齢の児童のほとんどが入所・入園していることとなります。

さらに、保育所は1,928人と、この年齢層の70.3%が入所していることから、幼児期の児童の育ちにおいて中心的な役割を担っていることが窺えます。

学齢前児童の年齢別人口の推移

	平成17年	平成18年	前年増減率	平成19年	前年増減率	平成20年	前年増減率	増減率平均
0歳	861	830	96.4%	853	102.8%	834	97.8%	99.0%
1歳	934	878	94.0%	851	96.9%	899	105.6%	98.9%
2歳	918	939	102.3%	876	93.3%	847	96.7%	97.4%
3歳	1,003	916	91.3%	940	102.6%	874	93.0%	95.6%
4歳	940	992	105.5%	917	92.4%	946	103.2%	100.4%
5歳	1,016	948	93.3%	993	104.7%	924	93.1%	97.0%
計	5,672	5,503	97.0%	5,430	98.7%	5,324	98.0%	97.9%

各年4月1日現在：資料 企画課 統計係

○保育の状況

現在佐久市では、公立保育所19園と私立保育所8園があり、平成20年4月1日時点での入所児童数は公立1,407人、私立950人となっています。保育所の施設規模等からの定員に対する入所率で見ますと、公立の定員が1,680人で入所率は83.8%、私立の定員が975人で入所率は97.4%であり、いわゆる待機児童はいない状況となっています。

しかしながら、近年の傾向として、児童数の増加する保育所、減少する保育所が顕在化し、開発の進む都市部や新興住宅地などが存在する保育所では、児童の年齢によっては途中からの入所が難しくなる保育所もある一方、児童

数の減少している保育所では、混合保育（例えば3歳児と4歳児を1つのクラスで保育するもの）も行われるなど、こうした状況は児童数のみならず、保育形態においても影響を及ぼしています。

○給食の状況

保育所の給食については、専門の栄養士が作成する献立により、各保育所ごとに調理されています。

幼児期の「食」をめぐるのは、発育・発達の重要な時期でありながら、栄養の偏り、朝食の欠食、肥満の増加など問題は多様化・深刻化し生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

献立の作成や調理に関しては、栄養価等のバランスはもとより、離乳食の状況、アレルギーの除去食など、児童の食嗜好・健康状態の把握等、保護者・保育士・調理員・栄養士が連携していく必要があります。

保育所入所児童数

平成20年4月1日現在

保育所名	定員	年齢別内訳						合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
泉	140	0	5	14	36	31	42	128
大沢	45	0	4	1	6	17	16	44
中込第一	90	1	4	7	15	27	20	74
中込第二	130	0	8	12	34	38	28	120
平賀	90	1	3	9	22	21	25	81
内山	45	0	3	5	5	8	7	28
東	120	0	6	12	32	46	43	139
平根	90	0	13	6	19	17	21	76
岩村田	140	2	5	13	30	50	36	136
中佐都	110	0	6	10	22	25	22	85
高瀬	90	0	5	6	26	16	23	76
切原	60	0	1	4	6	6	10	27
田口	90	1	7	6	14	17	25	70
青沼	60	0	5	1	7	9	10	32
布施	30	0	2	4	6	6	7	25
望月	80	0	2	4	18	19	9	52
春日	60	0	0	3	9	8	9	29

協和	60	0	4	5	12	15	11	47
あさしな	150	0	6	10	32	48	42	138
公立計	1,680	5	89	132	351	424	406	1,407
岸野	170	2	13	14	46	52	48	175
野沢	90	0	6	11	25	18	27	87
聖愛	170	4	10	15	49	43	39	160
小雀	170	4	18	16	52	41	60	191
岩村田北	160	5	12	22	44	38	37	158
臼田	80	1	8	10	15	14	13	61
里曲	45	1	4	4	7	9	5	30
佳里	90	2	11	10	21	24	20	88
私立計	975	19	82	102	259	239	249	950
合計	2,655	24	171	234	610	663	655	2,357

○職員の状況

保育所の職員数は厚生労働省令による児童福祉施設最低基準に定められています。佐久市の公立保育所では、より充実した保育のために独自の基準により職員の配置を行い、現在、保育士221名（園長 19・主任 21・一般 76・臨時 105）調理員39名の体制となっています。

今後は、職員の高齢化や定数管理の面から、人員確保のあり方について検討する必要があります。

職員の配置基準（児童数：保育士数）

	佐久市	国
0歳	3:1	3:1
1歳	4:1	6:1
2歳	6:1	6:1
3歳	18:1	20:1
4歳	25:1	30:1
5歳	28:1	30:1

・上記表の見方（例えば1歳児では国基準では児童6人に保育士1人に対し、佐久市では児童4人に保育士1人を配置基準としている。）

○施設の状況

現在の公立保育所の施設（園舎）は、築30年以上経過しているものが12園あります。水洗化工事や修繕等を行ってはいるものの、老朽化により建替の必要性やその手法等を早急に検討し、計画的に改善を進めていく必要が生じています。

また、保育所の遊具についても安全性等は定期的に確認し事故のないよう対応していますが、施設建設時に設置され、現在は使用できない状態のものも目立つ状況にあります。建物と同様に計画的な改善が必要となっています。

公立保育所施設一覧

施設名	定員	延床面積 (㎡)	用地面積 (㎡)	建設年度	経過年数	構造
切原	60	517	1,983	S36	46	木造
平賀	90	665	3,461	S40	42	鉄筋コンクリート
岩村田	140	972	3,019	S43	39	鉄筋コンクリート
中込第一	90	767	2,775	S45	37	鉄筋コンクリート
望月	80	424	3,180	S45	37	鉄骨
中込第二	130	795	3,101	S47	35	鉄筋コンクリート
泉	140	910	3,448	S49	33	鉄筋コンクリート
高瀬	90	795	3,638	S49	33	鉄筋コンクリート
春日	60	481	2,651	S49	33	鉄骨
東	120	942	3,875	S50	32	鉄筋コンクリート
協和	60	474	1,685	S51	31	鉄骨
中佐都	110	942	4,095	S52	30	鉄筋コンクリート
布施	30	378	2,885	S53	29	鉄骨
平根	90	764	3,623	S54	28	鉄筋コンクリート
内山	45	518	2,572	S56	26	鉄筋コンクリート
大沢	45	540	2,514	S58	24	鉄筋コンクリート
青沼	60	493	2,381	H3	16	木造
田口	90	678	2,997	H8	11	木造
あさしな	150	1528	4,606	H18	1	木造

○特別保育等の状況

近年の保育ニーズの多様化へ対応するため、長時間保育などの特別保育事業を公私立ともほとんどの保育所で実施しています。長時間保育は平成19年度の延べ利用人数が68,629人で、1日の平均利用時間は1.8時間と、共働き家庭にとっては需要の高いものとなっています。

障害児保育につきましては、障害のある子もない子ともに同じ環境のなかで育ちあうことにより、お互いに良い保育となるよう統合保育の理念に基づき行っておりまして、年々その対象となる子どもの数は増加傾向にあります。保育に関しては、子どもの状態により障害児入所検討委員会において話し合い、必要に応じ加配保育士を配置しています。

しかしながら、集団保育の中だけでは対応のむずかしい子どもに関し、専門的な支援も必要となっています。

佐久市保育所特別保育事業等の実施一覧表（私立については、市から委託・補助等）

保育所名	延長保育	乳児保育	障害児保育	広域入所	一時保育	休日保育	地域子育て支援	病児・病後児保育
泉	○	○	○	○				
大 沢	○	○	○	○				
中込第一	○	○	○	○	○			
中込第二	○	○	○	○				
平 賀	○	○	○	○				
内 山	○	○	○	○				
東	○	○	○	○				
平 根	○	○	○	○				
岩 村 田	○	○	○	○		○		
中 佐 都	○	○	○	○				
高 瀬	○	○	○	○				
切 原	○	○	○	○	○			
田 口	○	○	○	○	○			
青 沼	○	○	○	○	○			
あさしな	○	○	○	○	○		○	
布 施	○	○	○	○				
望 月	○	○	○	○				
春 日	○	○	○	○				
協 和	○	○	○	○	○		○	

公 立 計	19	19	19	19	6	1	2	0
岸 野	○	○	○	○	○	○	○	○
野 沢	○	○	○	○				
聖 愛	○	○	○	○	○			
小 雀	○	○	○	○	○		○	
岩村田北	○	○	○	○	○			
臼 田	○	○	○	○	○			
里 曲	○	○	○	○	○			
佳 里	○	○	○	○	○			
私 立 計	8	8	8	8	7	1	2	1
合 計	27	27	27	27	13	2	4	1

備考： ○印は現在実施保育所

※病児保育については、浅間病院にて実施

○運営費の状況

佐久市の公立19保育所の運営費は、平成18年度決算で約12億6千3百万円となっています。本来保育所の運営費については、国が5/10、県が2.5/10、市が2.5/10という負担割合となっていますが、国の基準で計算した運営費は約8億4千5百万円であり、決算額とは約4億1千8百万円の差額が生じています。（平成16年度から国・県の負担金が公立分について一般財源化されています。）

また、保育料についても、国の徴収基準額が約4億5千5百万円に対し、佐久市では国の基準額設定区分よりもより極め細やかな設定などの負担軽減を行うことにより、約3億8千万円となっており、保育料については年間7千5百万円程の負担軽減を図っていることとなります。

これら、運営費から保育料等の収入を差し引いたものから本来の国の基準による市負担額を除いた超過負担額は約4億7千8百万円となります。これは、佐久市が児童一人あたりに平均すると1ヵ月26,545円、年間で318,540円の運営費の加算をしていることとなります。

私立保育所との比較では、児童一人あたり歳出額の平均が私立で53,979円に対し公立では70,144円と約1.3倍となります。これは、定員等による国基準額の違いもあり、単純な比較だけでは一概に言えませんが、私立保育所に比べ公立では、児童数の少ない保育所が多いことや、職員の平均経験年数が民間保育所より長いことが主な要因と思われます。

保育所運営費の状況（平成 18年度）

項 目		合 計		公立保育所		私立保育所	
保 育 所 数		27 力所		19 力所		8 力所	
定 員		2,655 人		1,680 人		975 人	
入 所 児 童 数		29,832 人		18,004 人		11,828 人	
区 分		金 額	児 童 1 人	金 額	児 童 1 人	金 額	児 童 1 人
		(千円)	月平均 (円)	(千円)	月平均 (円)	(千円)	月平均 (円)
国 の 基 準	支 弁 額 (a)	1,461,544	48,992	844,801	46,923	616,743	52,143
	徴収基準額 (b)	780,024	26,147	454,747	25,258	325,277	27,501
	負担基本額 (a) - (b) (c)	681,520	22,845	390,054	21,665	291,466	24,642
	国庫負担金 (c) × 5 / 10 (d)	340,760	11,423	195,027	10,832	145,733	12,321
	県 負 担 金 (c) × 2.5 / 1 (e)	170,381	5,711	97,514	5,416	72,867	6,161
	市 負 担 金 (c) × 2.5 / 1 (f)	170,381	5,711	97,514	5,416	72,867	6,161
歳 入	保育料調定額 (g)	663,045	22,226	379,649	21,087	283,396	23,960
	国庫支出金	(340,760)	(11,423)	(195,027)	(10,832)	145,733	12,321
	県支出金 (負担金・補助金)	(171,335)	(5,743)	(98,468)	(5,469)	72,867	6,161
	その他の収入	14,294	479	14,294	794		
	計 (h)	1,189,434	39,871	687,438	38,183	501,996	42,441
歳 出	公立保育所運営費 *1	1,262,868		1,262,868	70,144		
	私立保育所運営費	627,848				627,848	53,082
	その他・私立保育所補助金等	10,613	356			10,613	897
	計 (i)	1,901,329	63,735	1,262,868	70,144	638,461	53,979
差引市負担額 (i) - (h) (j)		711,895	23,863	575,430	31,961	136,465	11,537
超過負担額 (j) - (f)		541,514	18,152	477,916	26,545	63,598	5,377
うち保育料軽減額 (b) - (e) (k)		116,979	3,921	75,098	4,171	41,881	3,541
軽減率 (k) ÷ (b)		15.0 %		16.5 %		12.9 %	

4・公立保育所の今後のあり方について

(1) 施策の視点

○子育て支援の主役は子どもであることを第一とします。

(何が子どもにとって最善であるかを判断の基準として施策を推進します)

○保育環境の充実に努めます。

(保育士の資質・保育施設の充実を図ります。)

○持続可能な保育施策を推進します。

(財源等限られた資源の中で、無駄のない効率的な施策を推進します。)

(2) 施策の方向

○保育士の資質向上

保育所において、子どもが心身ともに健やかに育つためには、保育士が知識・技能の向上を図るとともに、豊かな人間性を養わなければなりません。このため、各種研修体制の確立や人事評価制度の導入により、各保育所において経験年数等バランスのとれた職員配置を行っていきます。

また、新保育指針¹でも提起されているように、よりよい保育の実現のため創意工夫を取り込んだ保育計画を策定し実践していきます。

混合保育（3歳以上児）基準

3歳以上児の混合保育については、保育の重要な目的の1つである集団生活への適合のため実施するものであります。

その基準については、1クラスが10名に満たない場合は基本的に混合保育を行うこととし、その組み合わせについては、（3歳と4歳、4歳と5歳）他のクラスの状況等により判断するものとします。

○給食

食育の推進は子どもの発育に欠くことのできないものであることから、より一層の充実に努める必要があります。しかしながら、調理部門においては、職員の高齢化が進んでおり、定数管理の面から新たな採用も難しい状況にあることから、業務委託も含めて検討をしていきます。

その際、子どもの「食」に関し、きめ細かい配慮ができるようにする必要があります。

¹ 新保育指針 国において策定される保育のガイドライン。今回8年ぶりに改訂され、いままでの局長通知から厚生労働大臣告示とされ、その規範性が強化された。平成21年4月より施行。

○施設改築等

昭和30年代から40年代前半に建設された施設は、応急的な修繕だけではなく、改築等建て替えの必要が生じています。

一方で、厳しい財政状況のなか、平成18年度より、公立保育所の建設に関しては国の補助金が原則廃止されたことから、建て替えに係る市の負担増が予想されます。

このため、改築においては、その手法や施設の状況による緊急度、地元要望をふまえ、有利な財源の確保を図りながら推進していきます。

また、改築等に当たり児童の減少など将来の保育需要が見込めない保育所では、「集団保育により児童個々の自立を図る」という保育の重要な役割や混合保育の解消を図るため、下記の基準により、他の保育所との配置状況等を勘案しつつ、公立保育所の統廃合を検討していきます。

なお、個々の統合に当たっては、地域等の要望を十分踏まえたうえで、効率的な運営について検討していきます。

遊具等の施設についても、専門家による診断を実施するとともに、計画的な更新を図っていきます。

改築等に当たっての施設規模に係る基準

・その時点の児童数の状況やこれからの予測を勘案し、改築等に当たっては100人（各年齢区分ごとに、2クラス程度が維持できる児童数を基本とし、国が定める保育士の配置基準から、0歳-3人、1歳-6人、2歳-6人、3歳-20人、4歳-30人、5歳-30人、計95人・また、現在の佐久市保育所の平均規模98人）以上の施設規模を原則とします。

○特別保育事業

多様化する保育ニーズに対応する特別保育事業については、国・県等の補助事業を積極的に取り入れながら、需要に適した事業展開を図ります。

特に、障害児保育に関しましては、今まで保育所就園前までとしていた、心身障害児母子通園訓練施設の利用を拡大し、就園後も必要に応じ、専門家の指導を受けながら集団保育に適応できるようなケアを実施します。

また、就園前の子どもや保護者への支援としての子育て支援拠点事業につきましても、より一層の充実を図っていきます。

さらに、卒園後の子どものケアとして、幼保小連絡協議会²等を中心に学校との連携強化を図ります。

² 幼稚園・保育所・小学校が児童の状況について連携を取り合うことにより、健全な育成を図るための協議会。

(3) 今後の公立保育所のあり方について

新保育指針は「保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。」として十分に養護の行き届いた環境、健康・安全、人との関わり、生命・自然等への興味、言葉への関心、体験を通じた創造性の6点を掲げるとともに、保護者との安定した関係と援助が必要であるとしています。

保育の基本は家庭（保護者）であります。保育所は子育て家庭の支援所です。最近はこの基本の崩壊によると思われる目を覆うばかりの事件等が後を絶たない状況ではありますが、家庭との連携なくして保育は成り立ちません。佐久市では家庭の養育力を信じ、保育所はこの支援をしていきます。

保育については、基本的な生活習慣に加え、子どもが遊びなどを通じて思考力や想像力にめばえ、友達と協力することや、環境との関わり方を体得していくことが最も肝要であると考えます。

このため、通常保育の充実とともに地域子育て支援などの特別保育事業の実施や学校・地域との連携の強化、を図っていきます。

また、私立保育所や幼稚園との連携をさらに深め、認定こども園（幼保一元化施設）や民間活力の導入について検討し、運営についての効率化を図るとともに、財源や人員等の確保に努めます。

さらに、施設面においても、今後の保育需要を考慮しつつ、あらゆる手法や有利な起債などの活用により、必要な施設については改築等の整備を進め、未来を担う子どもたちの持続可能なよりよい保育環境の実現を図っていきます。

〒385-8501

長野県佐久市中込3056番地

佐久市役所 保健福祉部 児童課 保育所係

☎0267-62-2111 内線213

佐久市立地適正化計画の基本的な考え方について

平成28年8月8日
建設部 都市計画課

資料No.2-1

1 立地適正化計画の背景と目的

現状

- 合併前の旧市町村の中心部を核として、広範囲に渡って居住地が拡散している
- 急速な人口減少と高齢化社会に直面

このままだと更に低密度な市街地が広がり・・・

将来

- 拡散した居住者の生活を支えるサービス（商業・医療・福祉・子育て、公共交通等）の提供が困難に
- 拡散したインフラの維持・更新が困難に

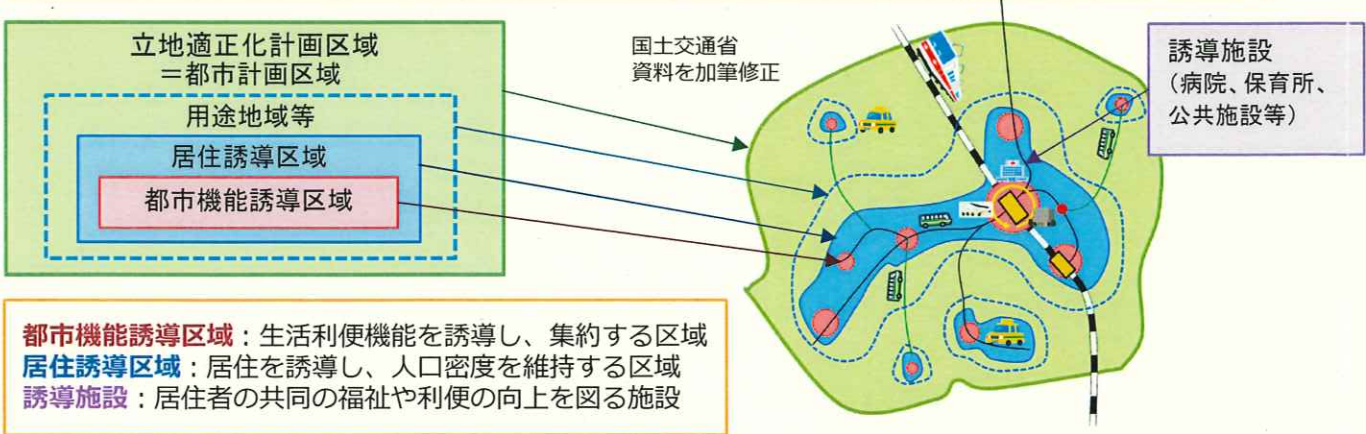
目的

高齢者をはじめとする市民の皆さんが、将来にわたって、自動車に依存しなくても日常生活に必要な生活サービスを楽しむことができるようにするために
⇒ 従来の拡散型の都市構造から集約型の都市構造へ

2 立地適正化計画の概要

- 平成26年8月に制度化（都市再生特別措置法の改正）
- 立地適正化計画には以下の事項を定める

- 立地適正化計画の区域
- 立地適正化に関する基本的な方針
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 誘導施設



- 立地適正化計画は、将来のあるべきまちの姿を展望し、長い時間軸の中で緩やかな誘導を目指すものとされています。
- 区域が指定されると、区域外の一定規模以上の開発等について届出の対象となりますが、規制を伴うものではありません。

3 佐久市における立地適正化計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

- 本計画は「佐久市総合計画」に即するものと位置づけ、「佐久市人口ビジョン」及び「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた施策展開に留意する。
- 都市構造は、「佐久市都市計画マスタープラン」で掲げられている考え方を踏まえて検討を行う。

(2) 目指すべき都市構造

- 国の掲げる「多極ネットワーク型コンパクトシティ（医療・福祉・商業など日常生活に必要な機能が集まる拠点同士を、鉄道やバスなどの公共交通により連携した集約型の都市構造）」の考え方を基本として、**地区それぞれの特性や多様なライフスタイルを反映した“佐久市版”の快適なまちづくりの実現を目指す。**
 - ⇒ 用途地域内については、都市生活の利便性や快適性の増進を目的に、生活利便機能や居住機能を誘導する**都市機能誘導区域**および**居住誘導区域**を定める。
 - ⇒ 用途地域外については、旧町村の中心部など既存の生活拠点の現状を考慮しながら、**地域に根ざしたコミュニティの維持・活性化が図られるような区域ならびに拠点のあり方**を検討する。

4 今後のスケジュール

立地適正化計画の策定に関するスケジュール（案）

時期	
H28年度	・ 都市計画審議会 [調査審議：区域設定の基本的な考え方]
上半期	・ 庁内関係部局との協議（誘導施策の検討、関係施策との連携など）
下半期	・ 各種団体との意見交換
年度末	・ 都市計画審議会 [調査審議：素案の審議]
	・ 議会全員協議会（素案の説明）
	・ 住民説明会、パブコメ
	・ 県事前協議（任意）
	・ 都市計画審議会 [計画案の諮問、答申] → 計画の決定

5 都市機能誘導区域の検討

(1) 都市構造の検討

- 現行の都市計画マスタープラン策定後の、市内での人口動態の変化、都市機能の集積の進展、総合計画等の上位・関連計画の新たな策定等の状況変化を踏まえ、これらを踏まえた新たな視点を加味し検証する必要がある。
- そのため、現行計画を踏まえつつ、その後の考慮すべき要因を加味し、佐久市における都市構造（拠点の位置づけ）を検討する。

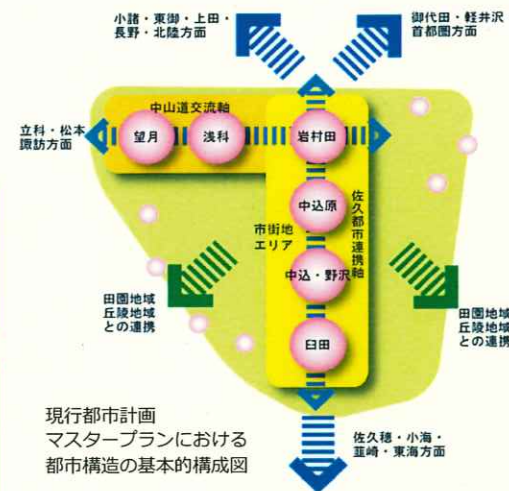
■ 都市構造の見直しの考え方

1. 現況特性から見た拠点の評価

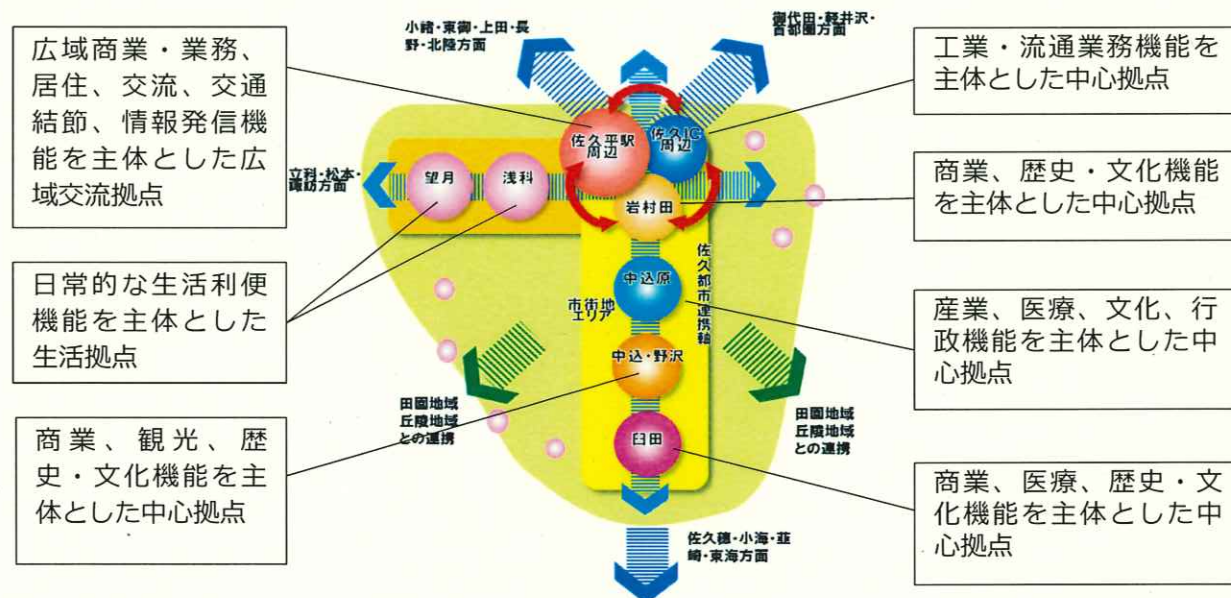
- ・ 人口動態
- ・ 都市機能の集積状況

2. 上位・関連計画による位置付け

- ・ 佐久市総合計画
- ・ 佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略等



- 見直しの結果、各都市拠点については様々な機能的特徴があるとともに、佐久平駅周辺地区の機能集積・人口集積が進展し、他の拠点に比べ都市拠点としてのポテンシャルが高まっている状況がある。そのため、今後の都市構造については、各拠点の性格・役割を明確化し、以下の様な設定とする。



(2) 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと

(3) 現況を踏まえた区域設定の考え方

- 都市構造上の拠点のうち、用途地域内のものを対象とする
- 広域・高次都市機能、商業・医療・福祉・子育て等の主要施設の集積状況を考慮する。
- 都市計画マスタープランにおける位置付けを踏まえ、駅等の拠点から容易に回遊できる範囲で、多様な都市機能の立地が可能な区域について配慮する。（佐久IC周辺地区は産業系拠点であり、誘導区域から除外する）

拠点地区名称	拠点類型	区域設定の考え方
佐久平駅周辺地区	広域拠点	● 商業系用途地域及び佐久平駅の高次都市機能、大規模商業施設等を含む範囲 ● 今後高次都市機能立地が想定される樋橋地区を含む
岩村田地区	中心拠点	● 岩村田駅及び岩村田本町の商業系用途地域を中心に設定
中込原地区	中心拠点	● 市役所、佐久医療センター、近代美術館、中央図書館等を含む範囲
中込・野沢地区	中心拠点	● 都市計画マスタープランで商業系土地利用の範囲 ● 千曲川で分断されているが、相互連携を強化することから一体として区域設定
臼田地区	中心拠点	● 臼田駅及び臼田支所周辺の商業系用途地域を中心に設定 ● 佐久総合病院等を含める
浅科地区	その他の拠点	※用途地域外のため、都市機能誘導区域は設定しないがその他の拠点としてのあり方を検討
望月地区	その他の拠点	

6 居住誘導区域の検討

(1) 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を図る区域のこと

(2) 現況を踏まえた区域設定の考え方

現況からみた「居住の誘導に適した区域」 = STEP1 + STEP2 - STEP3

STEP1

- 公共交通のサービス圏域
- 土地区画整理事業等の都市的基盤整備区域

STEP2

- 子育て世代から高齢者まで幅広い世代が、徒歩で日常生活をまかなうことが可能と考えられる生活利便性の水準が高い区域

STEP3

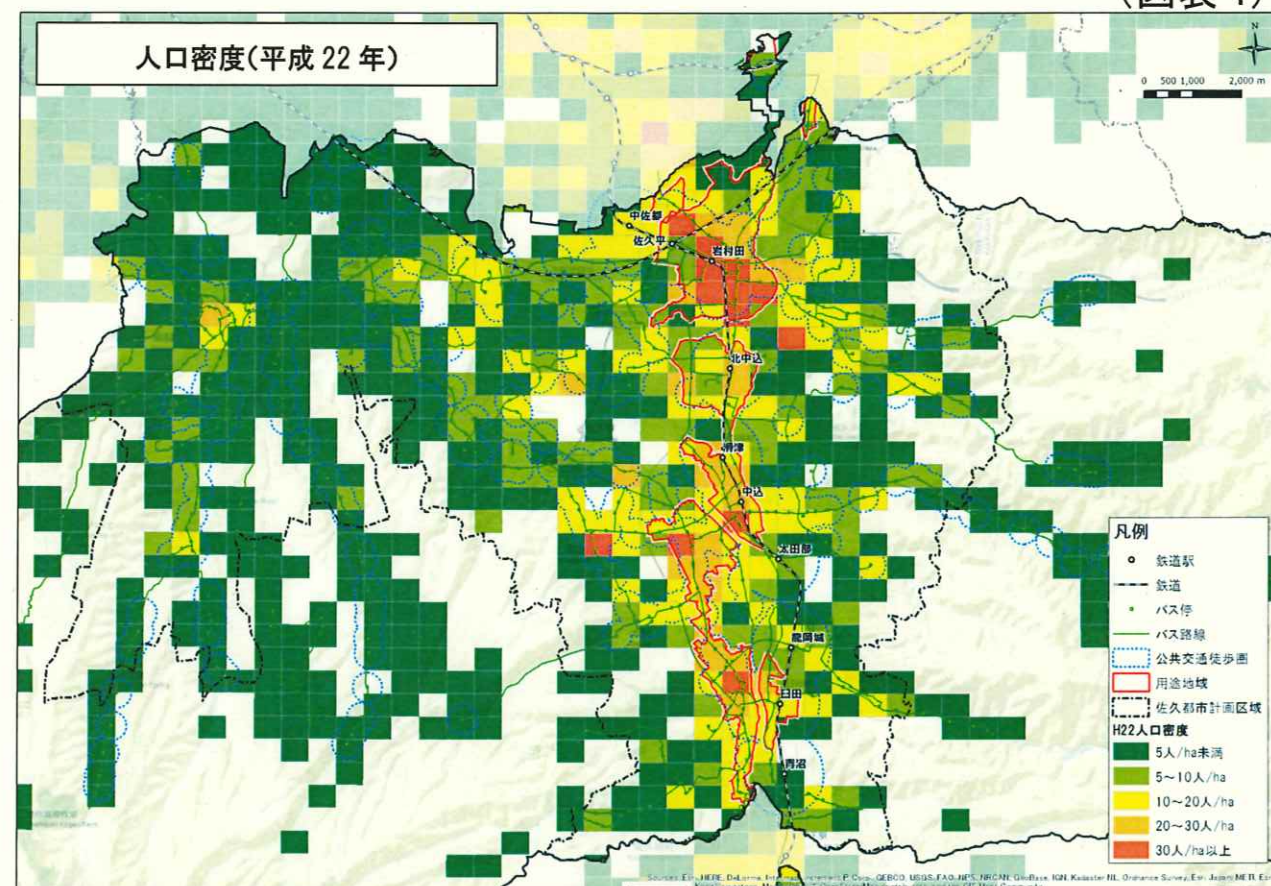
- 工業系用途等の区域
- 災害の危険性のある区域

7 今後検討を行う事項

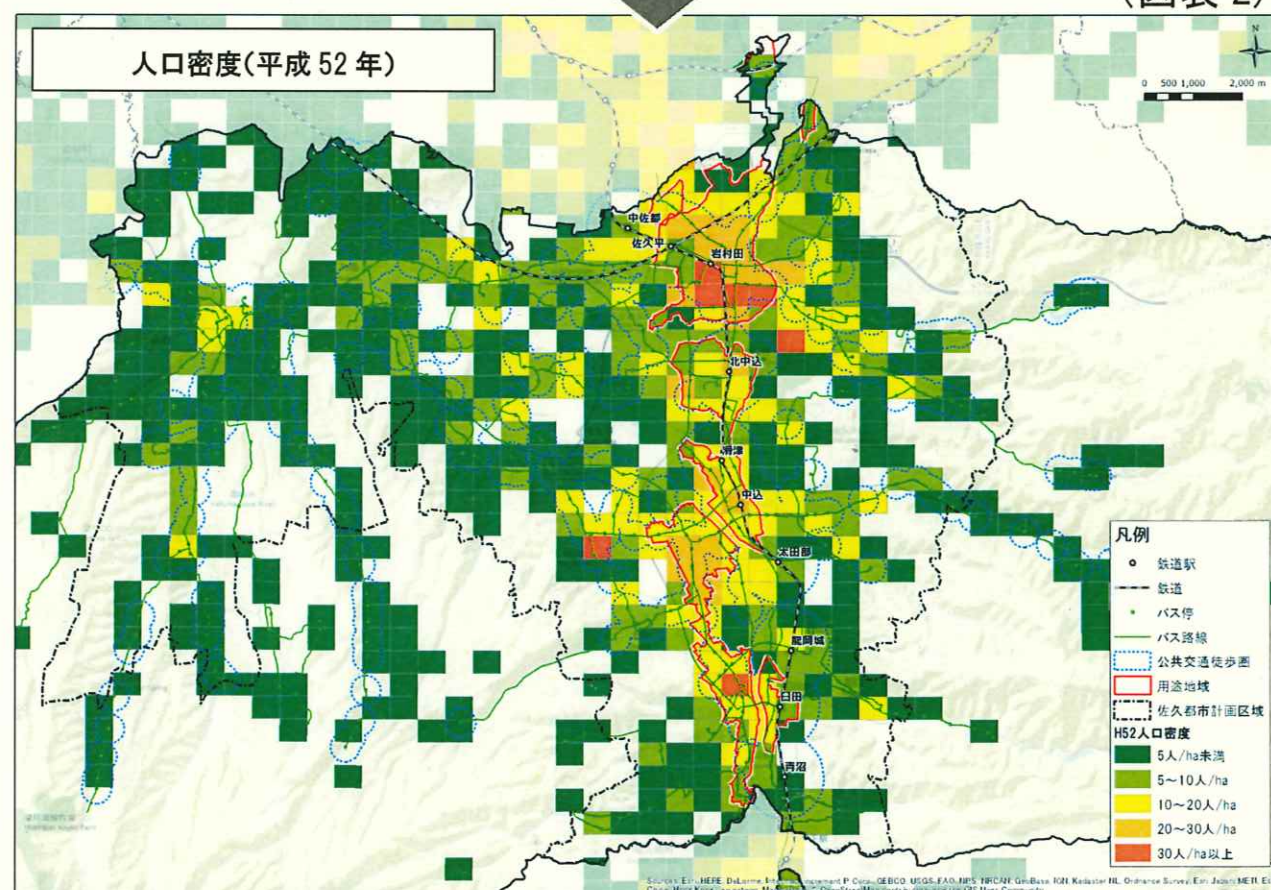
- 用途地域内における生活利便機能及び居住機能を誘導する施策の検討
- 用途地域外における地域コミュニティの維持・活性化が図られるような地域および拠点のあり方の検討

参考図表

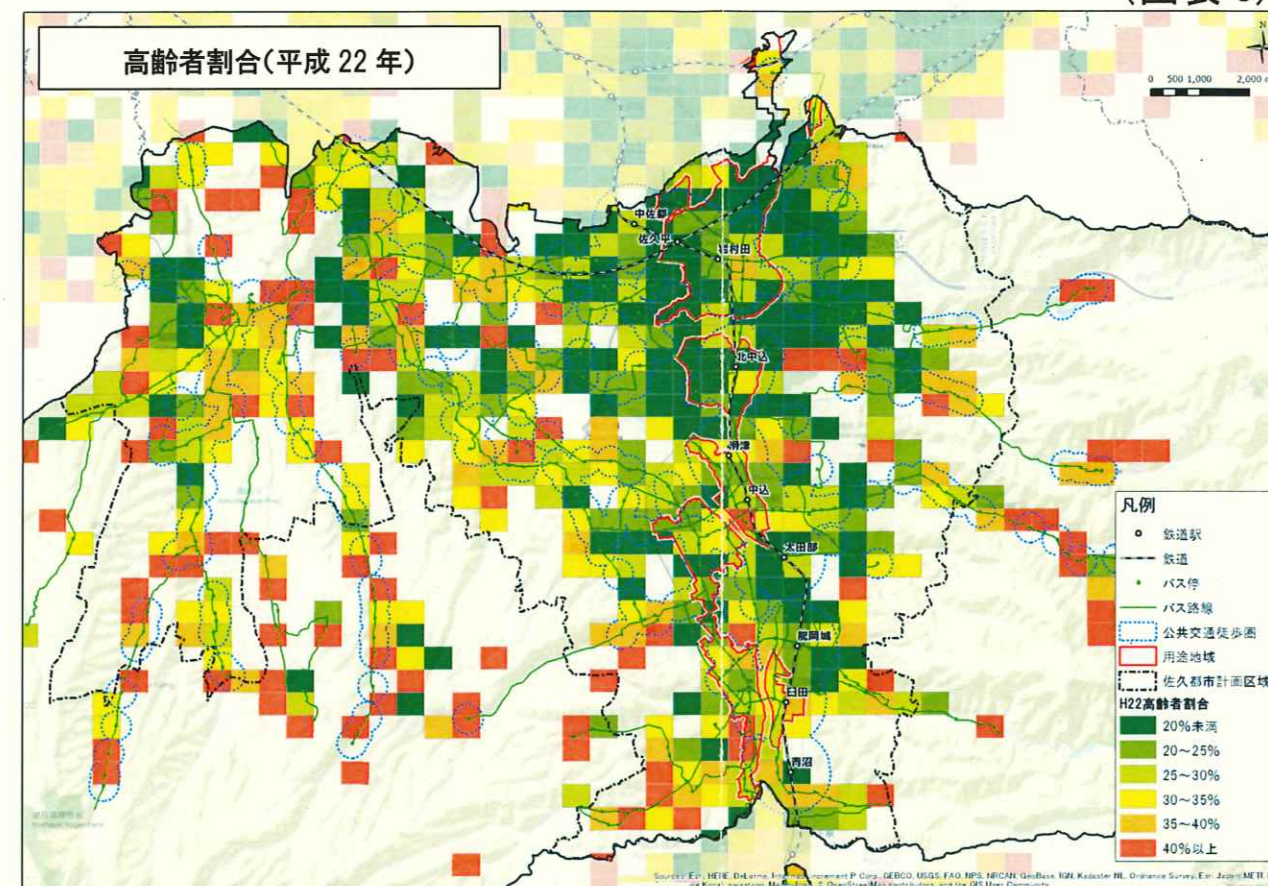
(図表 1)



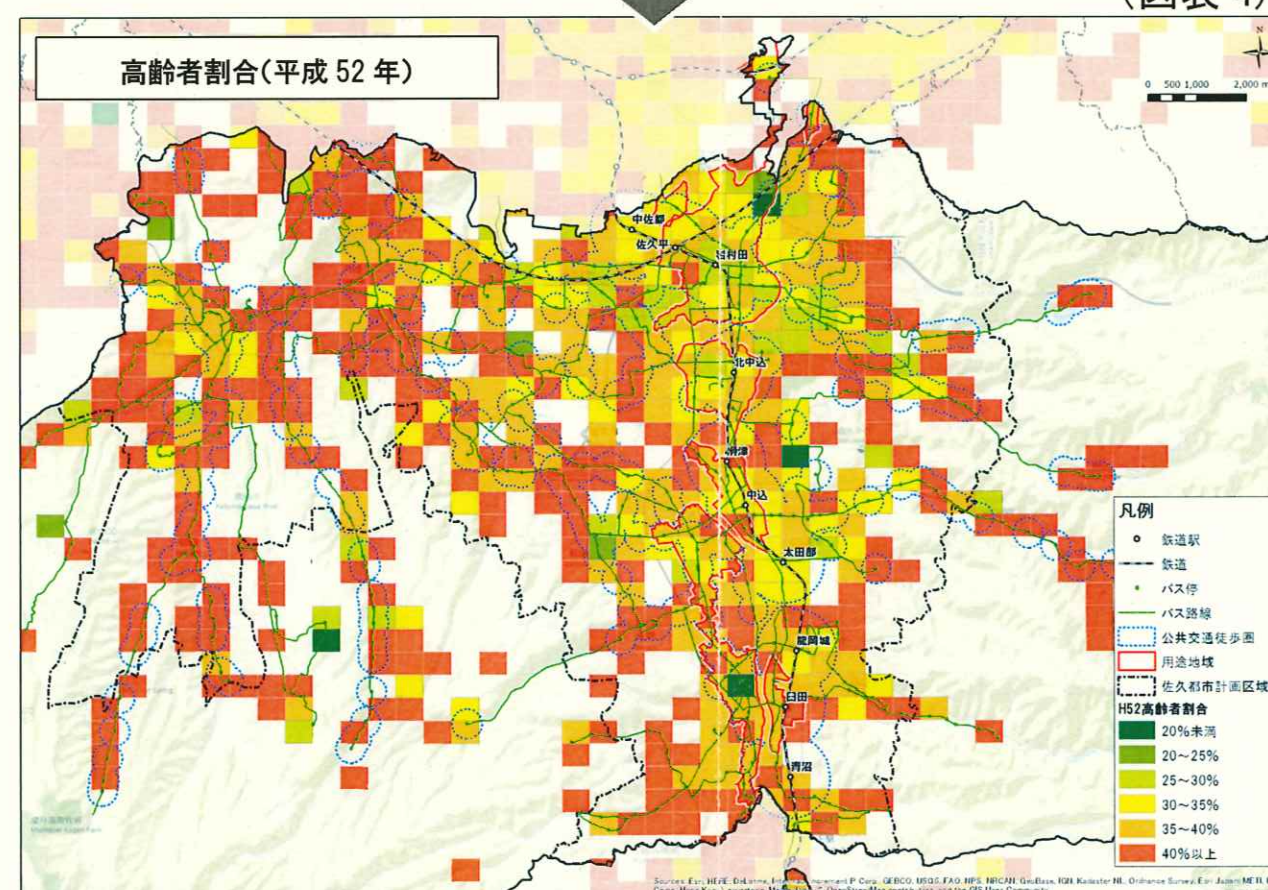
(図表 2)



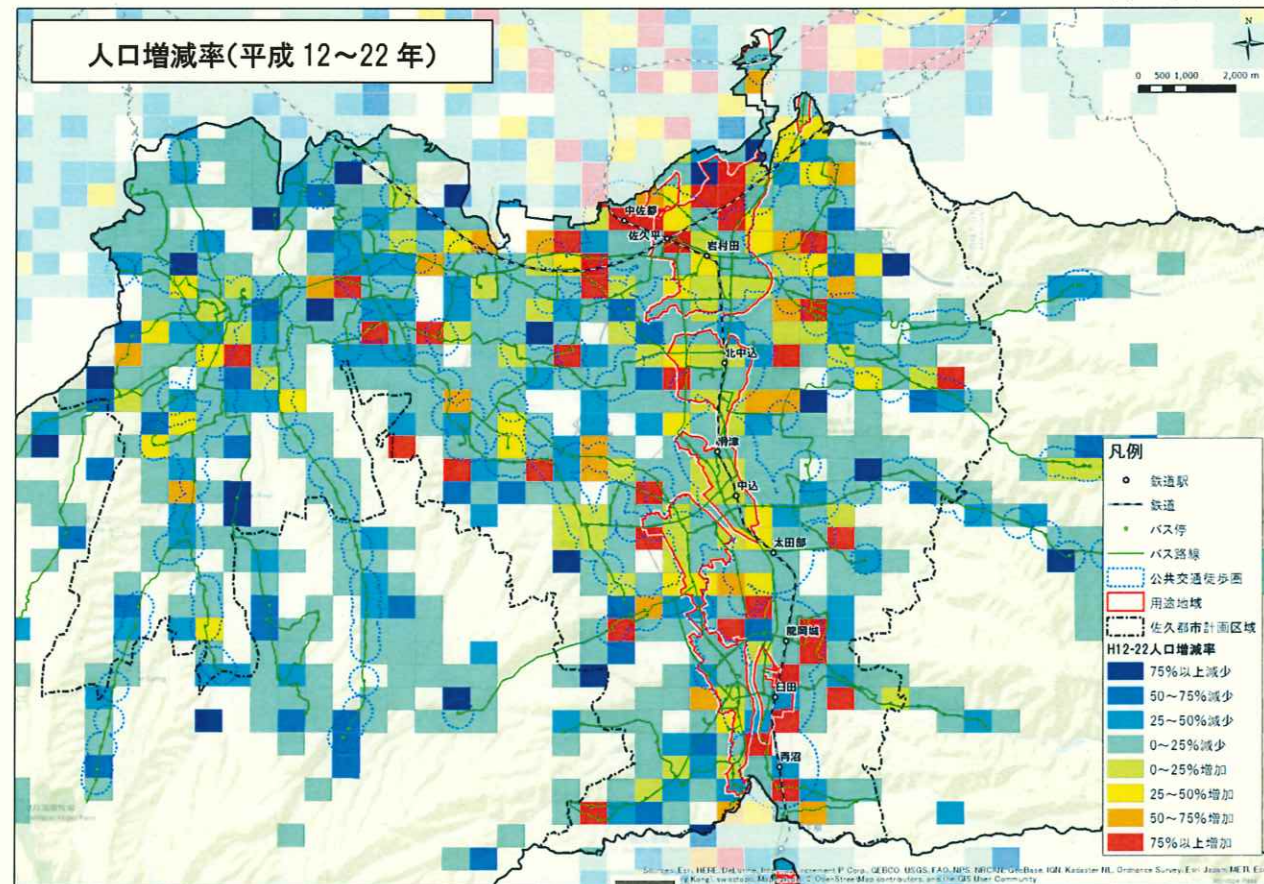
(図表 3)



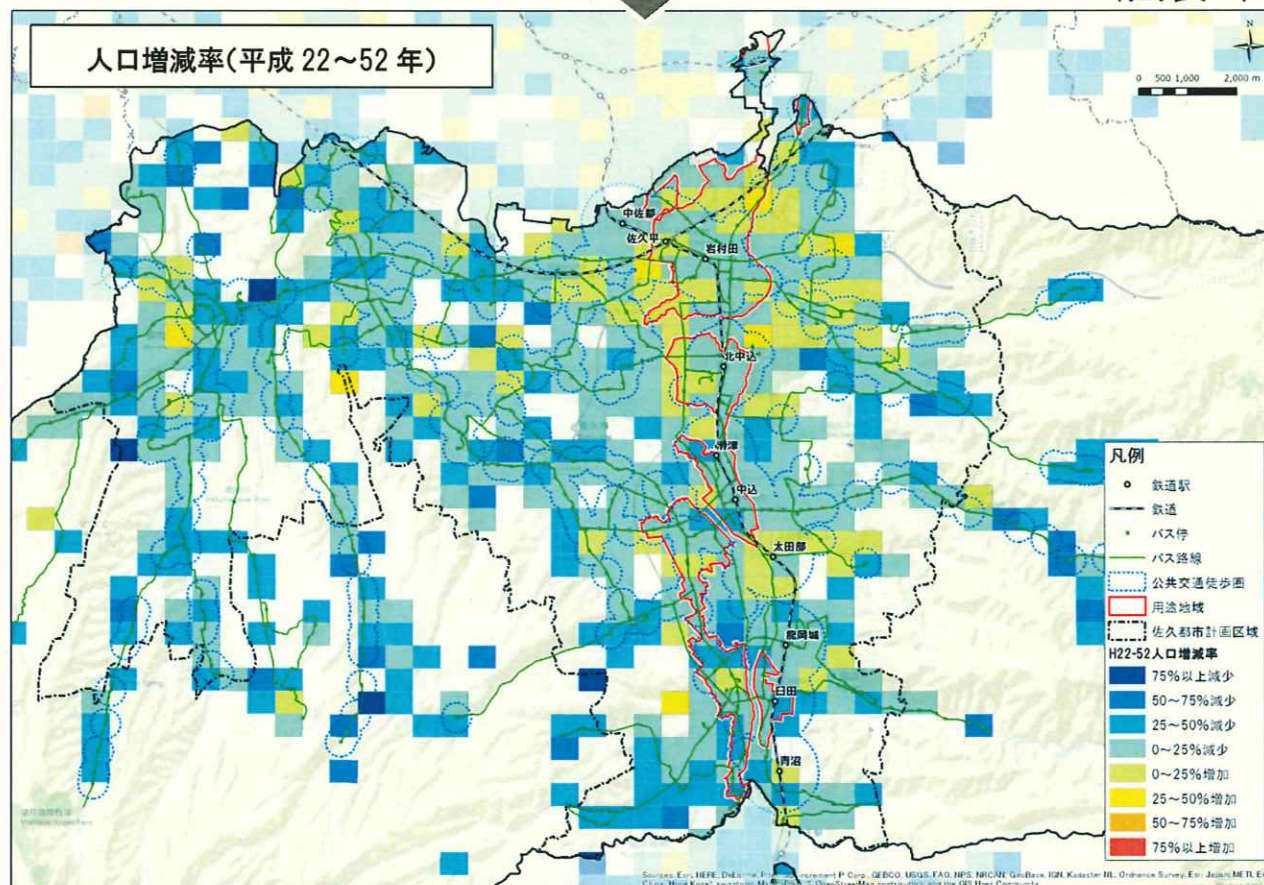
(図表 4)



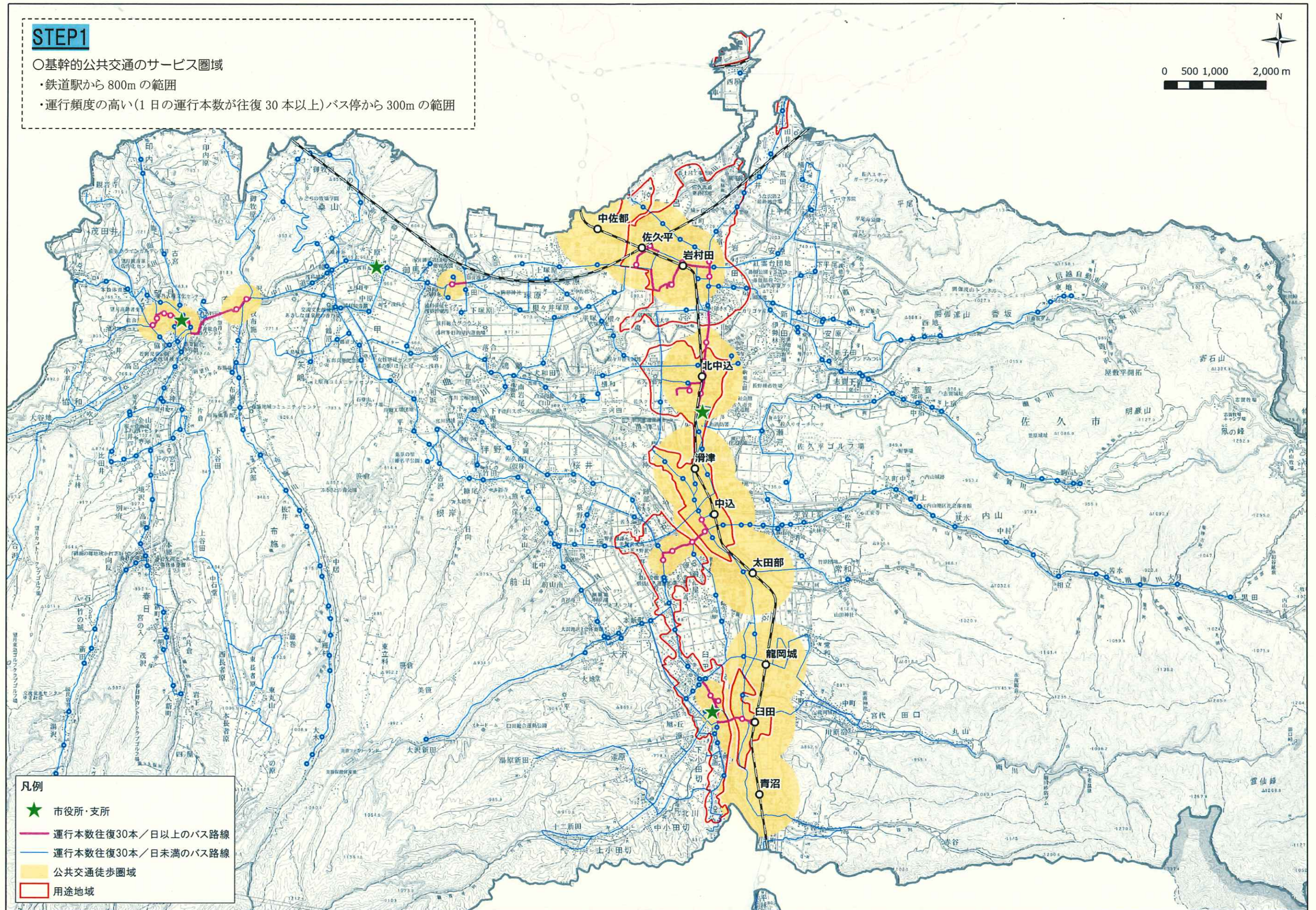
(図表 5)



(図表 6)



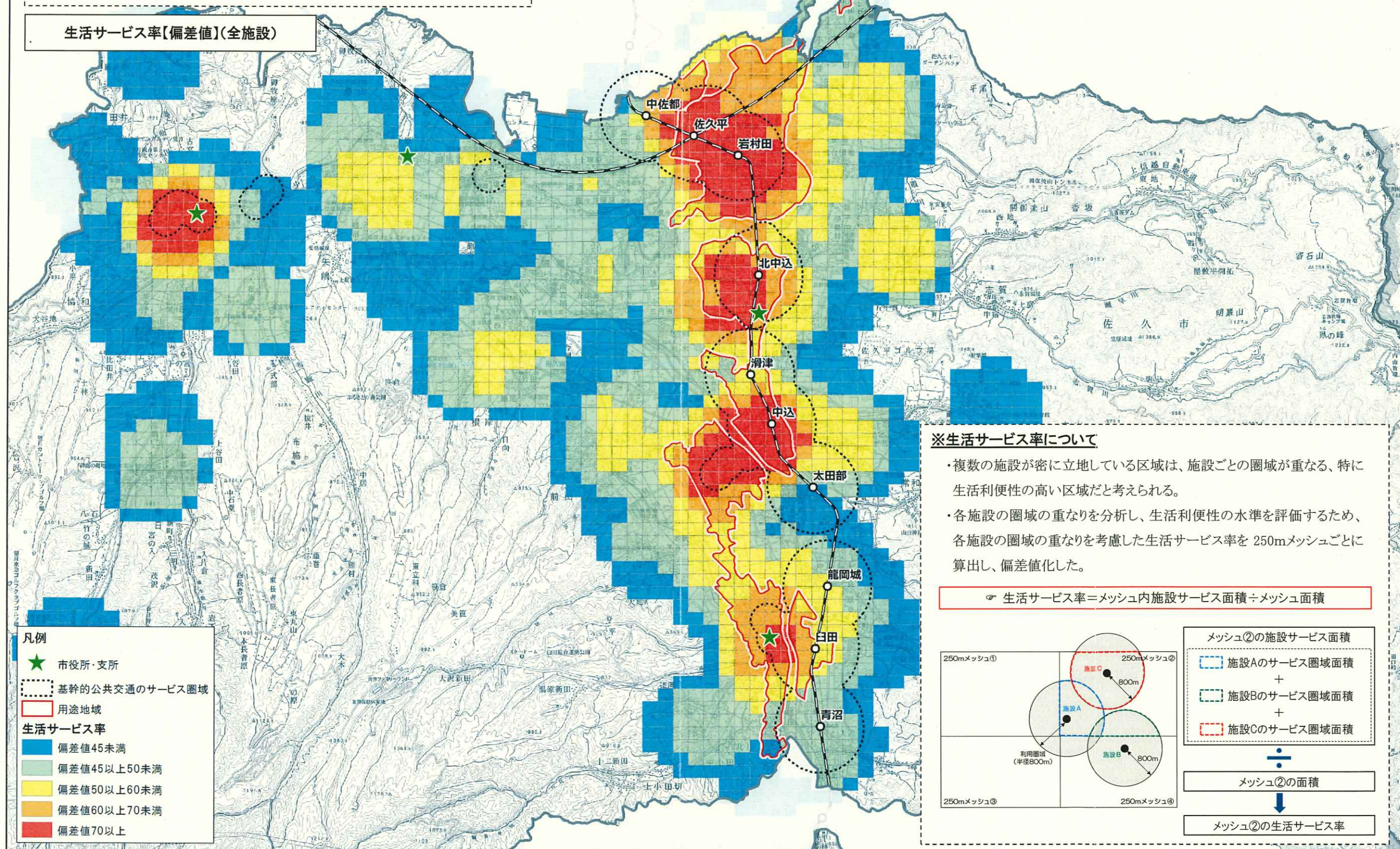
(図表 7)



○生活利便性（商業・医療・福祉・子育て）の高い区域

- ・子育て世代から高齢者まで幅広い世代が、徒歩による移動で日常生活をまかなうことが可能と考えられる生活利便性の水準が高い区域を抽出

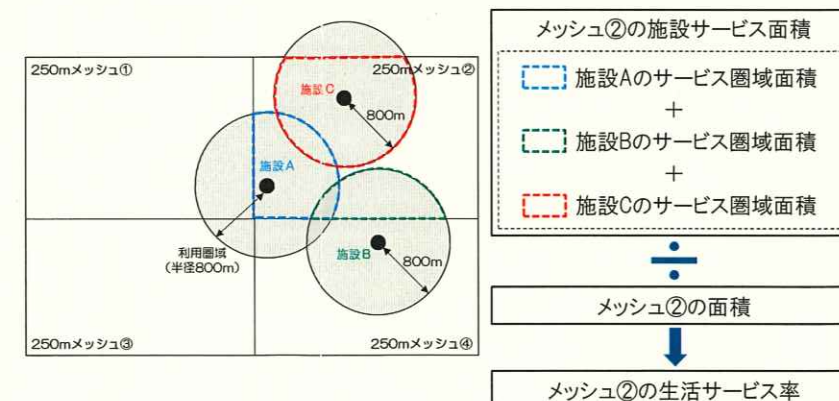
生活サービス率【偏差値】(全施設)



※生活サービス率について

- ・複数の施設が密に立地している区域は、施設ごとの圏域が重なる、特に生活利便性の高い区域だと考えられる。
- ・各施設の圏域の重なりを分析し、生活利便性の水準を評価するため、各施設の圏域の重なりを考慮した生活サービス率を 250mメッシュごとに算出し、偏差値化した。

④ 生活サービス率＝メッシュ内施設サービス面積÷メッシュ面積



(図表 9)

